**地区計画届出チェックシート**

※（　　）内に数値等を記入し、各制限に適合しているかチェックしてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | チェック内容 | 届出者 | 市 |
| 1 | 建築物等の用途の制限 | 【建築できるもの】※該当箇所にチェックしてください。□住宅□兼用住宅（延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ床面積の50㎡以内の部分を下記のいずれかの用途のもの）　□事務所　□日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店　□理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本店その他これらに類するサービス業を営む店舗　□洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る）　□自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る）　□学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設　□美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る）□店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち下記のいずれかに該当するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く）　□日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂もしくは喫茶店　□理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装店、貸本店その他これらに類するサービス業を営む店舗　□洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る）　□自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る）　□学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 | 適・否 | □ |
| 2 | 敷地面積の最低限度（150㎡以上） | 敷地面積：（①　　　　　　　　）㎡≧150㎡※ただし、地区計画が定められた際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地で当該規定に適合していないものについて、その全部を一の敷地として使用する場合についてはこの限りでない。 | 適・否 | □ |
| 3 | 容積率の最高限度（150％） | 建築物の延べ面積：（②　　　　　　　　）㎡容積率算定の根拠となる対象延べ面積：（③　　　　　　　　）㎡容積率：③/①×100＝（　　　　　　　）％≦150％ | 適・否 | □ |
| 4 | 建蔽率の最高限度（60％） | 建築面積：（④　　　　　　　　）㎡建蔽率：④/①×100＝（　　　　　　　）％≦60％※角地緩和の場合は70％ | 適・否 | □ |
| 5 | 建築物の高さの制限（10ｍ） | 最高高さ：（　　　　　　　）ｍ≦10ｍ | 適・否 | □ |
| 6 | 壁面の位置の制限 | □建築物の壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路境界線を含む）までの距離は、1.0ｍ以上である。□配置図に敷地境界線から1.0ｍのラインを明示してください。 | 適・否 | □ |
| 7 | 緑化率の最低限度（20％） | 植栽等の合計：（⑤　　　　　　　　）㎡□緑化算定表により算出し、算定表も添付している。緑化率：⑤/①×100＝（　　　　　　　）％≧20％ | 適・否 | □ |
| 8 | 形態の制限 | □建築物の屋根は勾配屋根を基本とし、周囲の集落や自然環境と調和する形態意匠としている。 | 適・否 | □ |
| 9 | 垣又はさくの構造の制限 | ※該当する方にチェックしてください。□道路に面する敷地の部分に設置する垣又はさくは、集落地としての景観に配慮したものとしている。□垣及びさくを設置していない。 | 適・否 | □ |